

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第 29 号

令和 8 年 5 月 18 日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課長 廣瀬 末人

1 工事概要

- (1) 工事名 316 棟等変圧器等更新工事
- (2) 工事場所 防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町 1-2-10）
- (3) 工事内容 本工事は、316 棟等地上変台に設置されている油入変圧器 2 台及びフェンス等を更新するものである。
- (4) 工期 令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 本工事における主任技術者の専任を要しない。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級（審査結果通知書の記 3 の等級）が「A」、「B」又は「C」等級であること。
- (5) 平成 17 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事の内、電気工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）

（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施行成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 主任技術者は、2 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。
- イ 平成 17 年度以降入札公告日までに (5) に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
- なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 北関東防衛局又は南関東防衛局の管轄区域内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、神奈川県、山梨県、静岡

県)に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒190-8533 東京都立川市栄町1-2-10

防衛装備庁航空装備研究所

管理部会計課調達係 担当：新田

TEL：042-524-2411（内線643）

FAX：042-524-2421

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年5月18日から令和8年6月1日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 手渡し、FAXまたは電子メールにより交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月1日 午後5時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和8年6月25日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月29日 午後1時30分

イ 場所 防衛装備庁航空装備研究所 管理棟1階入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行 虎ノ門支店 お客様サービス2課））。ただし、銀行との間の連帯保証状をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約につい

ては請負代金額の 10 分の 3) 以上とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定の主任技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合に、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 2 (2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も 3 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

品 件 名	316 棟等変圧器等更新工事	仕様書番号	第 GAB3-GA-017 号
		作成年月日	令和 8 年 4 月 3 0 日
		作成部課名	航空装備研究所管理部会計課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、316 棟等変圧器等更新工事（以下、「本工事」という。）について規定する。

1.2 関連文書等

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものである。ただし、本契約締結後に当該文書に改訂があった場合には、その適用について官と協議するものとする。

なお、関連文書に定める内容が、本仕様書に定める内容と相違がある場合には、法令等に定める内容が優先するものとする。

1.2.1 関連文書

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省第 52 号）
- (3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (5) 公共建築工事標準仕様書（令和 7 年版）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（令和 7 年版）
- (7) 外・内柵設計指針（防整技第 7378 号 別紙）
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）
- (10) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (11) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成 12 年法律第 127 号）
- (12) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
（平成 13 年 3 月 9 日）
- (13) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (14) 個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

2 工事に関する要求

2.1 工事概要

本工事は、航空装備研究所所在の 316 棟等地上変台に設置されている油入変圧器 2 台及びフェンス等を更新するものである。

2.2 工事内容（付図参照）

- (1) 316 棟内の動力配電盤にて、電圧及び相回転方向を確認するものとする。
- (2) 官による送電停止後、316 棟等の変電設備が無電圧であり、なおかつ作業を実施するうえで支障のないことを確認するものとする。

- (3) 作業前に接地抵抗値を測定するものとする。
- (4) 既設の 316 棟等の変電設備の変圧器を撤去し、表 1 に示す新たな変圧器等に交換するものとする。なお、新設変圧器はトッランナー2026 変圧器とする。
- (5) 新設変圧器への更新時、現在の地上変台土台内に設置出来ない場合は、地上変台の土台部分とフェンスの範囲を大きくするものとする。大きくするフェンスの範囲は、南方向は芝生のある箇所までを限度とするものとする。
- (6) 新設変圧器設置後、既設フレーム及び高圧・低圧配線が干渉する場合は改修を見込むものとする。

表 1 更新変圧器等

番号	名 称	規 格	数量	備考
1	変圧器	3.3kV 油入 1φ3W 100kVA 210-105V	1 台	付属品込
2	変圧器	3.3kV 油入 3φ3W 300kVA 210V	1 台	
3	ダイヤル温度計	最高指針付	2 台	
4	機器支持材		1 式	
5	雑材消耗品		1 式	

- (7) 既設の 316 棟等の変電設備のフェンスを撤去し、表 2 に示す新たなフェンスに交換するものとする。既存のフェンス基礎を撤去し、新規の基礎とするものとする。新設フェンスに既存接地線を接続するものとする。

表 2 フェンス材料等

番号	名 称	規 格	数量	備考
1	ニューラウンドフェンス	NR4 型 H2500 メッキ		同等品可
	主柱	部品付き	10 本	
	隅柱	部品付き	4 本	
	胴縁		13 スパン	
	金網	φ 3.2 mm×56 mm	13 スパン	
2	両開き門扉			
	門扉支柱	2.5m	2 本	
	両開き門扉パネル		2 枚	
	取付部材		1 式	
3	その他雑材		1 式	

- (8) 官による送電後、2.2 (1) と同じ箇所にて電圧及び相回転方向を測定し、測定値に変動のないことを確認するものとする。接地抵抗を測定し、測定値に変動のないことを確認するものとする。
- (9) 表 3 に示す既設油入変圧器 2 台については、撤去後、官の指定する場所へ移設するものとする。

表 3 既設油入変圧器

番号	名 称	メーカー	製造年	油量(ℓ)	容量(kVA)	重量(kg)	製造番号
1	三相変圧器	愛知電機 工作所	1984	205	300kVA	1,010	W750013
2	単相変圧器	愛知電機 工作所	1983	68	100kVA	340	W190008

3 作業日時

- (1) 本工事の作業日は、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。
- (2) 本工事における基地等の入出門時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。
- (3) 本工事における実施日程及び詳細な作業内容については、作業に係る計画書を監督官に提出の上、承諾を得るものとする。

4 工事実施場所

防衛装備庁航空装備研究所（東京都立川市栄町 1-2-10）

5 監督

2.2 項の実施にあたり、施工体制、工事内容及び進捗状況等を監督する。

6 検査

2.2 項について、工事完了報告書に基づき検査を実施する。

7 その他の指示

7.1 提出書類

提出書類は、表 4 のとおりとする。なお、本工事を行う上で、建設業法第 2 条に規定する 29 業種の工事を行う者は、工事実施前に同法の第 3 条に規定する許可証明書、同法第 19 条の 2 に規定する現場代理人等通知書（別紙様式第 1）（途中変更する場合には現場代理人等変更通知書（別紙様式第 2））及び同法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳の写しを官に提出し監督を受けるものとする。また、施工前後及び施工時の写真を撮影のうえ、工事完了報告書に添付するものとする。

工事の実施については、監督官と調整の上、行うものとする。

なお、書類の作成にあたり、1.2.1(13)及び(14)に該当する事項がある場合、事前に官と調整の上、作成するものとする。

表 4 提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	提出場所	備 考
1	許可証明書	1 部	工事実施前	防衛装備庁 航空装備研究所	
2	施工体制台帳の写し	1 部			
3	施工計画書	1 部			
4	現場代理人等通知書 (別紙様式第 1)	1 部			
5	現場代理人等変更通知書 (別紙様式第 2)	1 部	速やかに		
7	発生材報告書	1 部	引渡時		
8	完成通知書 (別紙様式第 3)	1 部	検査実施前		様式任意 (8 以外)
9	工事完了報告書	1 部	検査実施前		
10	完成図書	1 部			

※1： 番号 5 は、現場代理人等の変更があった場合のみ提出とする。

※2： 番号9は、施工前後及び施工時の写真を添付のこと。

※3： 番号10は、完成図、保全に関する資料、完成写真等を含んだものとする。

7.2 負担区分

- (1) 役務の履行に必要な部品等工具及び消耗品・交換部品は、受注者が準備するものとする。
- (2) 役務の履行に必要な電気及び水道は官が無償で提供するものとする。

7.3 発生材の処理

本工事により生じた発生材は、監督官と調整のうえ、金属類と非金属類に分別し、金属類を除き廃棄物として受注者の責任において適切に廃棄、処分する。なお、金属類と非金属類が分離できないものは廃棄物として処理する。

金属類については、品目ごと（鉄くず、アルミ屑、ステンレス屑、銅くず、電線くず、鉛くず、青銅鑄鉄くず、黄銅鑄鉄くず等）の重量を集計し、官所定の場所に集積する。

7.4 その他

- (1) 駐屯地内への出入り及び施設への立入について必要な手続きを行うとともに駐屯地内における行動については関係職員の指示を厳守すること。
- (2) 既存の施設及び役務対象物品について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。また、施設、機材及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償を行うこと。
- (3) 役務場所は、常に整理清掃を行い、役務が完了し検査を受ける際には、当該役務に関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。
- (4) 火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱に十分注意するとともに、消火器の準備、防災シートを設けるなど、防火措置を講ずることとし、終了後は十分に点検を行い、異常の有無を確認すること。
- (5) 喫煙は、指定された場所において行い、消火を確実に行うこと。
- (6) 2.2項の業務を下請に行わせる場合、受注者は原則として、社会保険料未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。
- (7) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

現場代理人等通知書

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所

氏名 印

担当者

連絡先

令和 年 月 日付をもって契約を締結した について（建設業法第 26 条）に基づき主任技術者を下記の通り定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
管理技術者氏名 ※

専門技術者氏名

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

発注者

受注者 住所
氏名 印
担当者
連絡先

現場代理人等変更通知書

業務名：

令和 年 月 日付けで通知した上記業務の（現場代理人・管理技術者・主任技術者）を下記の通り変更しましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更理由	

※「別紙（様式任意）」「資格者証（写し）」を添付する。

令和 年 月 日

発注者

完成通知書

受注者 住所

氏名 印

担当者

連絡先

下記工事は、令和 年 月 日付をもって完成したので（契約書条項による）に基づき通知します。

記

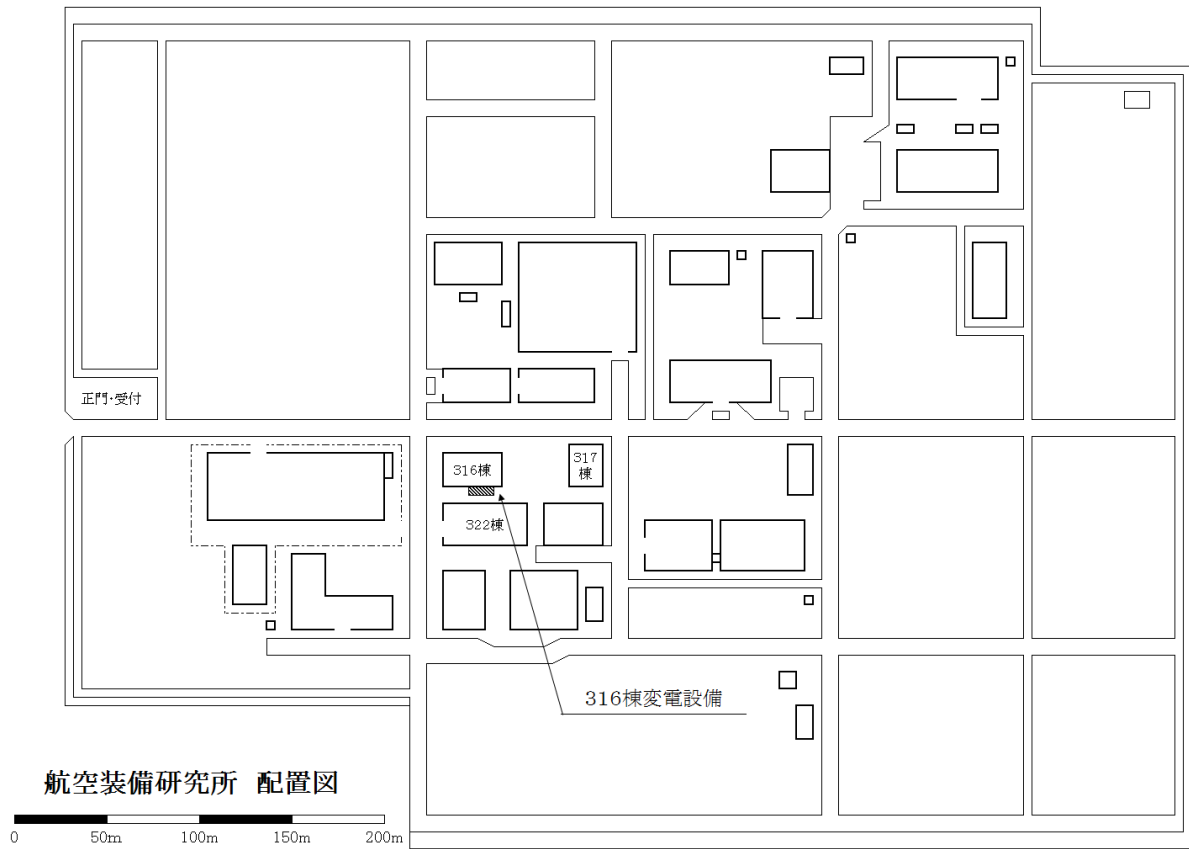
1. 工事名

2. 請負代金額 ￥

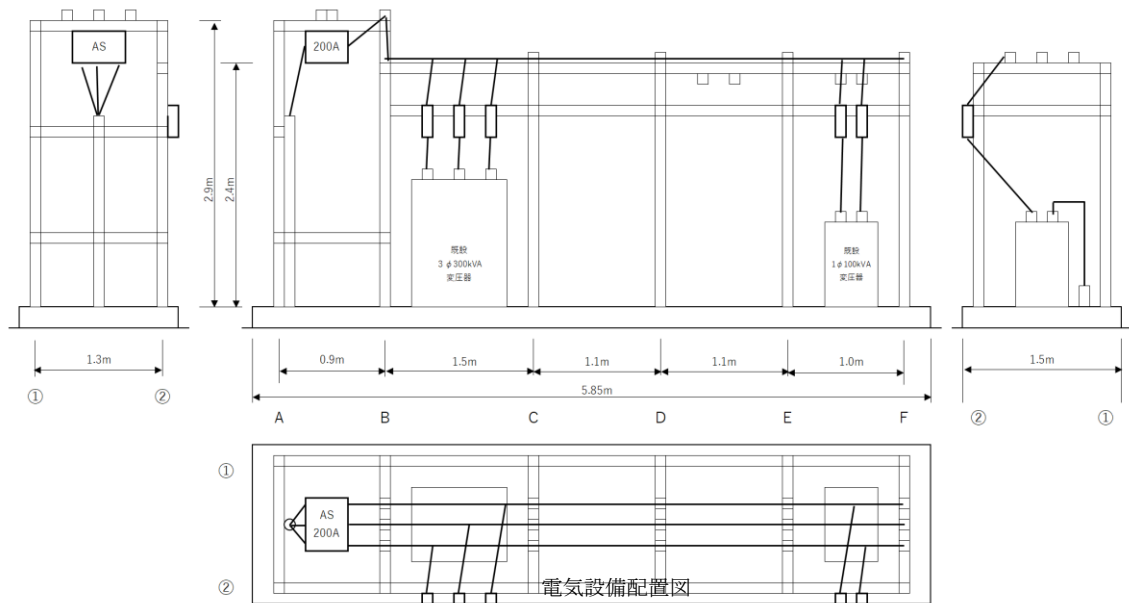
3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 完成期限 令和 年 月 日

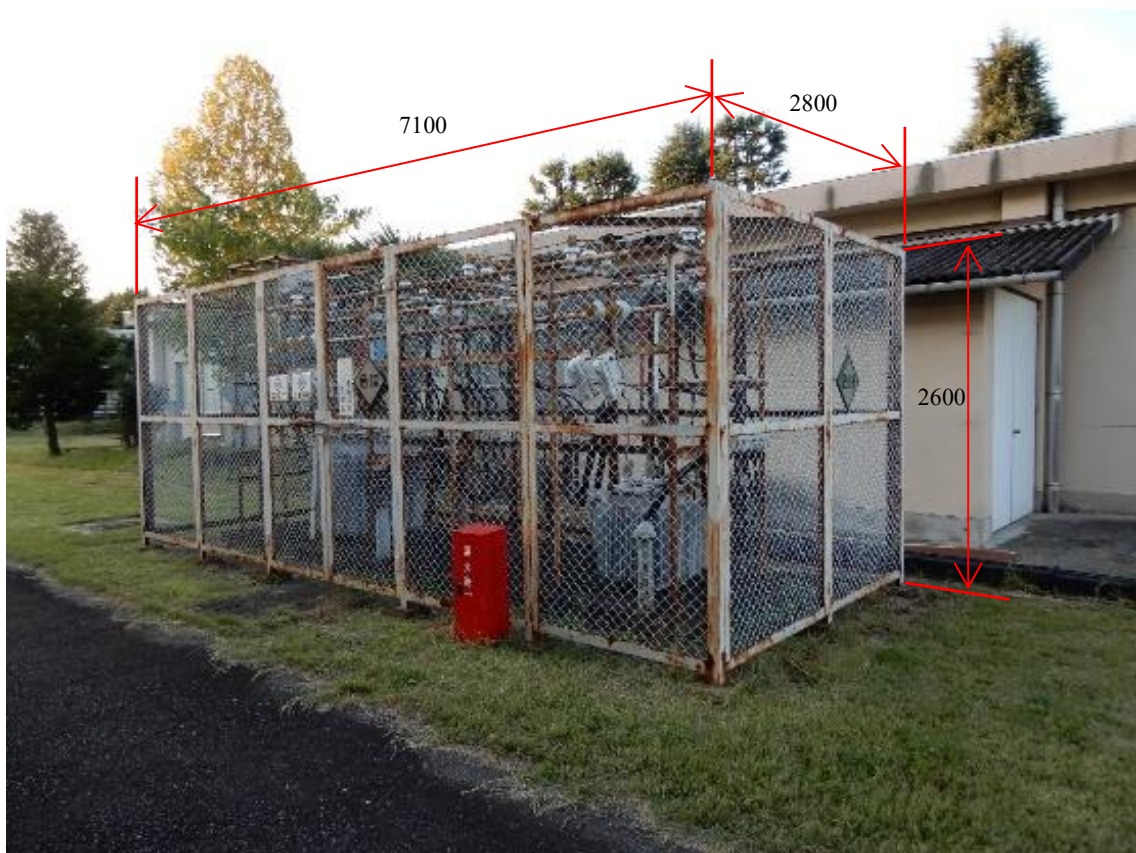
-
- (注) 1. 完成年月日及び提出日は実際に完成した年月日
2. 完成期限は工事請負契約書記載の完成期限
3. 検査願を兼ねる文言を付記することができる。



航空装備研究所 配置図



※ 数値は参考値とする。



現況写真